

# 令和6年度分 市民税・県民税申告書の書き方

本庄市

日ごろより本市の税務行政にご協力いただき、厚くお礼申しあげます。

令和6年度分 市民税・県民税申告書について、別紙記載例を参考にご記入いただき、2月15日（木）から3月15日（金）の申告期間中に必ず提出してくださいますようお願いいたします。

また、令和5年（令和5年1月1日から12月31日まで。以下同じ。）中に収入がなかった場合は下記を参照して申告書にご記入ください。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の開始により、

市民税・県民税申告書の提出の際には、

「個人番号（マイナンバー）の記載」+「本人確認書類の提示又は写しの添付」  
が必要です。

【本人確認書類の例】（①又は②）

- ① マイナンバーカード
- ② 通知カード及び運転免許証（公的医療保険の被保険者証、パスポート、障害者手帳等）

## ●令和5年中に収入がなかった方

令和5年中に収入がなかった場合でも、国民健康保険税の軽減判定、後期高齢者医療制度の保険料の軽減判定、介護保険料の段階判定、市営・県営住宅の家賃の算定等のために、市民税・県民税の申告が必要となります。

申告書第一表の住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号欄及び合計所得欄に「0」と記入し、提出してください。

令和6年度分 市民税・県民税 申告書

この申告書に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税専用）」をあわせて提出してください。

整理番号	
（あて先）本市市長	現住所
1月1日現在の住所	フリガナ
氏名	個人番号
生年月日	代理人氏名
続柄	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料の種類	支払った保険料	円
社会保険料		
控除	合計	
⑭ 生命保険料	新生命保険料の計	円
	旧生命保険料の計	円
	新個人年金保険料の計	円
	旧個人年金保険料の計	円
控除	介護医療保険料の計	円
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	円
	旧長期損害保険料の計	円
⑯ 障害者控除	障害者の程度	
⑰～⑲ ひとり親控除、ひとり親控除、ひとり親控除	ひとり親控除(学校名)	
⑳ 障害者控除	障害者の程度	
㉑ 配偶者・同居の親族等との扶養関係	生年月日	
㉒ 配偶者・同居の親族等との扶養関係	配偶者等の合計所得金額	円
㉓ 個人番号	生年月日	
合計	合計	円

1 収入金額等	事業収入	営業等収入	ア	円	受付
	農業収入	イ			
	不動産収入	ウ			
	配当収入	エ			入力
	給付収入	オ			
	公的年金等収入	カ			
	雑収入	キ			確認
	その他収入	ク			
	短期雑収入	ケ			
	長期雑収入	コ			
	一時雑収入	カ			
2 所得金額	事業収入	①			
	農業収入	②			
	不動産収入	③			
	配当収入	④			
	給付収入	⑤			
	公的年金等収入	⑦			
	雑収入	⑧			
	その他収入	⑨			
	合計	⑩			
	総合課税・一時	⑪			
	合計	⑫			0

（裏面へつづく）

申告会場は、大変混雑しますので、  
郵送での提出が便利です。



## ●郵送による申告書提出について

申告書の提出は郵送でも受付けています。郵送で提出する場合は次の点にご注意ください。

1. 下記の「申告書に添付していただくもの」で該当する書類を必ず添付してください。
2. 申告書第一表「住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号」欄に記入してください。（申告内容の確認をさせていただきます場合がありますので、日中に連絡が可能な電話番号を必ずご記入ください）
3. 下記の「お問合せ先」に郵送してください。（郵送料は本人負担となります）

### 申告書に添付していただくもの

- マイナンバーカード[表裏・両面]の写し（ない場合は、通知カードの写しと運転免許証等の写し）
- 自営業・不動産所得者は令和5年分の収支内訳書
- 給与所得者は令和5年分源泉徴収票（ない場合は、給与支払明細書の写し）
- 利子・配当などの所得がある場合は、令和5年分の支払証明書
- 社会保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金などの控除を受ける人は、令和5年分の領収書又は証明書
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書。セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。（例…健康診断等の結果通知表の写しやインフルエンザ予防接種の領収書等）  
※医療費控除は、従来の医療費控除又は特例のどちらか一方のみ受けることができます。
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳の写し又は障害者控除対象者認定書
- 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の令和5年中の収入額がわかる書類（源泉徴収票等の写し）

（注）市役所では、下記の内容の申告は受付けることができません。税務署での申告となりますのでご注意ください。

- 青色申告
- 住宅借入金等特別控除の確定申告
- 譲渡所得（土地、建物、株式などを売った所得）・先物取引に係る雑所得等の確定申告
- 山林所得・災害減免・外国税額控除・その他、特殊な内容の確定申告

お問合せ先：本庄市役所 課税課 市民税係  
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3  
Tel 0495-25-1123（直通）